

平成 28 年 2 月 4 日
企業会計基準委員会

「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」 の公表

当委員会は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を開始しています。収益認識に関する包括的な会計基準を開発することは、会計基準の体系の整備につながり、日本基準の高品質化及び企業間の財務諸表の比較可能性を向上させること等に寄与すると考えられます。一方で、財務諸表作成者である企業にとって適用上の課題が生じることも想定され、当委員会ではこうした懸念に適切に対応するために、検討の初期の段階で、仮に IFRS 第 15 号と同様の内容を我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として導入した場合に生じ得る適用上の課題や今後の検討の進め方に対する意見を幅広く把握するため、標記の意見募集文書（以下「本意見募集文書」という。）を公表することとしました。今般、平成 28 年 1 月 27 日開催の第 328 回企業会計基準委員会において、本意見募集文書の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本意見募集文書は、広くコメントを頂くことを目的とするものであり、質問項目を中心としてコメントを頂きたいと考えています。ご意見がございましたら、平成 28 年 5 月 31 日（火）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：shueki2016@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

以 上